

## 「国交省がガイドライン改訂」

クロスの色あせなども、

借り手が負担する理由に

春は転居の多い季節。  
借りた部屋を退去する時

の敷金返還をめぐって、  
トラブルが絶えない。国

土交通省と不動産公正取

引推進機構は、修繕費用

を貸し手と借り手のどちら

が負担するのか、具体

例などを示した「原状回

復をめぐるトラブルとガ

イドライン」の改訂版を

このほど発行した。よくある事例について同機構の村川隆生調査役に考え方を聞いた。

契約書には借り手が「原状回復」して退去す

## 賃貸退去時の原状回復

るよう書かれていること  
も多く、具体的な解釈を  
めぐってトラブルが多発  
している。

多いのはハウスクリー

ンのほか、トラブルが  
書類に記載した上でコピ

ーおこなうことが大きな意味

で破損したり、掃除を怠

(または業者)双方が部屋

つて汚したりした場合

の傷や汚れの状況につい

て入居する時点で確認し

る訴えに限られるが、四

月からは限度額が六十万

円以下に引き上げられる

ので、活用できそうだ。

ガイドラインは一部九

## 負担めぐり絶えぬトラブル

### 入居時のチェックが大切

二ヶ代の請求。ガイド多いたびこのヤニについても、掃除して落ちる程度の汚れであれば、借り主は提案する。とめたパンフレット「住みなどを処分し部屋の掃除を済ませてある場合、主の負担とはならない」と例示されている。を急頭に、家主と交渉し、「手引き」は都道府県で配

う制度を活用して裁判所の判断を仰ぐことになる。現行では三十万円以下の金銭の支払いを求め、借り手の負担となる。て入居する時点で確認し、訴えに限られるが、四月からは限度額が六十万円以下に引き上げられるので、活用できそうだ。

ガイドラインは一部九〇〇円。申し込みは同機構にファックス03(3435)7576で。ガイドラインの内容などをまとめておりたりする」とドライインの考え方を村川さんは提案する。始めたパンフレット「住まいなどを処分し部屋の掃除を済ませてある場合、主の負担とはならない」と例示されている。を急頭に、家主と交渉し、「手引き」は都道府県で配

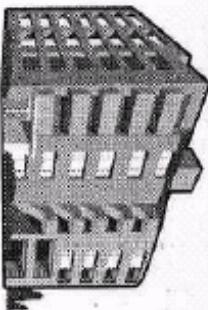
う制度を活用して裁判所の判断を仰ぐことになる。現行では三十万円以下の金銭の支払いを求め、借り手の負担となる。て入居する時点で確認し、訴えに限られるが、四月からは限度額が六十万円以下に引き上げられるので、活用できそうだ。

京都新聞記事(2004年3月31日発行分)

# ハウスクリーニング 置の色あせ たばこのヤニ…

## 賃貸住宅の退去に伴う負担の事例

賃貸住宅の退去に伴う負担の事例	借り手が負担すべきと考えられるもの	借り手が負担すべきと考えられるもの
●畳の裏返し・表替え ●網戸の張り替え ●すれも特に破損などしていなか、次に入居者確保のために行うもの	●次の入居者を確保するための化粧直し、グレードアップの要素があるもの	●家具の設置による床・カーペットへのこみ ●畳の変色、フローリングの色落ち ●日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの
●フローリングワックスがけ ●全体のハウスクリーニング ●賃借人が通常の清掃を実施している場合	●畳の裏返し・表替え ●網戸の張り替え ●たばこのヤニクリーニングで除去できる程度のヤニ	●カーペットに飲み物などをこぼしたことによるシミ、カビ ●台所の油汚れ ●結露を放置したことにより拡大したシミ、カビ ●結露が発生している手に通じる手など手入れを怠り、手に通知もせずふき取る壁 ●クーラーから水漏れし、放置したため壁が腐食
●消毒(台所・トイレ) ●浴槽・風呂釜などの取り替え ●被損などはしていないが、次に入居者確保のために行うもの	●後部壁面の黒ずみ ●ポスターや絵画の跡 ●クロスの変色 ●エアコン設置による壁のビス穴、跡 ●鍵の取り替え ●破損、紛失ではない場合	●天井に直接つけた照明器具の跡 ●あらかじめ設置された照明器具用のコンセントを使用しなかった場合 ●飼育ペットによる柱などの傷 ●冷蔵庫下のさび跡 ●さびを放置し、床に除去できない汚損などの損害を与えたもの ●ガスコンロ置き場、換気扇などの油汚れ ●風呂、トイレ、洗面台の水あか、カビなど



(注) 詳細は、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参照